

(官報告示様式の例)

国土交通省告示第〇〇〇〇号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第二項の規定により、都市計 画事業の認可をしたので、同法第六十二 条第一項の規定に基づき、次のとおり告 示する。	平成〇〇年〇月〇日 〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇
一 施行者の名称 〇〇県	
二 都市計画事業の種類及び名称 〇〇 都市計画道路事業 〇・〇・〇〇号 〇〇 〇〇線	
三 事業施行期間 自平成〇〇年〇月〇 日至平成〇〇年〇月〇日	
四 事業地 収用の部分 〇〇県 〇〇市 〇〇町大字 〇〇字 〇〇及び字 〇〇地内	

2. 事業認可申請に当たっての留意点

都市計画事業認可を申請するに当たっては、次のような事項について留意する必要がある。

2-1 都市計画との適合性

都市計画との適合性は法定要件である(法61条)から、仮に都市計画の決定を受けていない部分について誤って事業認可を受けても、法律上の効力は生じない。都市計画決定時の図面はその意味で極めて重要な意味をもっており、事業認可申請の図面との間にソゴを生じないように十分に注意する必要がある。都市計画決定時の計画図面と事業認可申請時の事業地を表示する図面は、それぞれ縮尺1/2500以上の図面であればよいとされている(法14条②、60条④、規則9条)が、運用上、事業地を表示する図面はなるべく1/500から1/600程度の図面を用いることが望ましいとされている。このため、両方の図面との間に精粗による差異が生じないように十分注意する必要がある。

また、都市計画道路の区域の一部分を事業地としたり、暫定的な構造として整備する場合等における都市計画との適合性の取扱いについては(4)を参照

## 第2章 都市計画事業認可

されたい

なお、補助事業により街路事業を実施中の箇所において、都市計画の変更が必要となり、変更の内容によっては、当初審査の前提条件が大幅に変わる事となる場合があることから、都市計画変更の必要が生じた場合は、変更手続きに入る前に計画変更の必要性及びその内容について、あらかじめ地方整備局等に説明することが望ましい。

### 2-2 事業の単位

事業認可を受ける事業の単位は、それだけで最小限の事業の効果が発揮されることが必要である。このことは法文上明記されていないが、実際に事業をスタートさせる以上当然のことである。せっかく事業化されても、行き止まりの道路になってしまうようなものでは、事業認可を受ける単位としてはふさわしくない。もっとも、予算的な制約や職員の組織体制による制約などから、事業効果を発揮しうる事業単位の認可がとれないというようなこともある。このような場合は、(3)の手續保留の制度を活用すべきである。

なお、交差点改良、バス停車帯の設置等で緊急度の特に高いもの又は事業効果の特に大きいものについては、事業の単位が小さなものであっても認可の対象とすることとしている。

### 2-3 手續の保留

手續の保留は、予算的な準備ができない場合や職員の組織体制が整っていない場合に行われる便宜的な手續であるから、手續保留を乱用することは慎まなければならない。事業効果の有無は、保留地を含めた事業地全体で判断されることとなる。また、手續保留をした場合、保留の前提条件を解消、できるだけ早い時期に都道府県知事に対し手續開始の申立てを行う（土地収用法34条では3年以内）ようにすべきである。

なお、手續保留をした土地については、収用（薄い黄色）又は使用（薄い緑色）の表示の上に、更に黒の斜線を施すこととされている。

#### 2-4 段階的整備を行う場合の取扱い

都市計画道路の事業認可に当たり、事業効果や施行期間等を勘案して、都市計画施設の全体ではなく一部分について、あるいは完成型の構造ではなく暫定的な構造で段階的に整備することとして、都市計画事業認可申請がなされる場合がある。

① 都市計画で定める構造 車線の数 4

都市計画事業の内容 用地は全幅確保。車線は暫定2車線で整備

② 都市計画で定める構造 交差する幹線街路と立体交差

都市計画事業の内容 暫定的に平面取り付けまで整備。

( \_\_\_ 部分は、都市計画に定めた内容と合致しない事業の内容)

このような事業認可申請については、これまでも次の要件に該当する場合について認可してきたところである。

イ) 一定の事業効果が見込めるものであること

事業効果が見込めない例として、他の幹線道路と接続しないような都市計画道路の事業区間の設定等が考えられる。

ロ) 現時点で完成型までの整備を行うことが必ずしも必要とされていないこと

該当する例として、立体交差とされている交差点について、市街化動向等からみて平面交差で交差点処理が可能であり、立体としなければならぬ交通量となる時期が当分先である場合等が考えられる。

ハ) 一つの都市計画事業として完成型まで整備する場合に比べて、大きな手戻りや過大な事業費を必要とするものではなく、社会通念あるいは技術的観点に照らして、完成型に至る途中段階と認められるものであること

認められない例として、最終的には平面交差とする交差点について、暫定的に立体交差とする場合等が考えられる。

---

# 街路事業事務必携

(平成19年版)

---

平成19年3月30日 印刷発行

定価 5,000円

(消費税込)

送料実費

監修 国土交通省都市・地域  
整備局街路課  
編集 街路事業研究会  
発行 社団法人 日本交通計画協会

東京都文京区本郷3-23-1

電話 東京(03)3816-1791(代)

印刷 勝美印刷株式会社

東京都文京区小石川1-3-7

電話 東京(03)3812-5201

---

本書は再生紙を使用しています。